

別紙

1 業務規程の主な改正点

兵庫県加古川食肉地方卸売市場業務規程(新旧対照表)のとおり

2 その他の遵守事項

内容	設定理由
<p>(卸売業者による差別的取扱の禁止) 第33条 2. 卸売業者は、11条に掲げる部類に係る取扱品目等について、市場における卸売のための販売の委託の申込みがあった場合には、その申込みに正当な理由がなければ、その引受けを拒んではならない。</p>	<p>生産者に安定的な販路を提供し、適正な価格形成を図るため。</p>